

## 昭和技術設計株式会社 行動計画(第5回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1：社員の心身の健康を守るために、時間外労働時間を年間で月平均20時間未満とする

<対策>

- 令和7年10月～ 時間外労働時間の現状分析と方策検討
- 令和7年10月～ 管理職へ定期的の実績を通知し、現状の把握と削減に対する意識づけと削減対応の要請をする
- 令和8年 4月～ ノー残業デーの徹底のため、毎週水曜に朝礼と終業時に声掛けを行う
- 令和8年 6月～ 健康診断結果と残業時間等を基に、産業医による個別の健康相談を実施し、1年間の実績を基に取組の検証と、対応策の検討を行う

目標2：年次有給休暇取得日数を平均12日以上とする

<対策>

- 令和7年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和8年 4月～ 年1回社員に年次有給休暇日数を通知し、計画的な取得を意識づける
- 令和8年 7月～ 取得率の低い社員へ今後の取得予定等を調査
- 令和8年 4月～ 年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めるための研修を年1回以上実施する

目標3：子の看護等休暇・介護休暇の制度の理解度を75%以上とする

<対策>

- 令和7年10月～ 関係制度について資料等の情報収集を実施し、研修会の内容を検討する
- 令和8年 4月～ 全社員へ制度の通知を年1回以上実施し、対象者の個別意向確認を実施する
- 令和8年 4月～ 全社員を対象に社内研修会等を年1回以上実施し、制度の理解度を確認するためのアンケート調査を実施する